

官製談合等の防止に向けた取組の体系図

規定の整備



- ・ 入札等に係る秘密情報の管理 (第3の1(1)ウ、第4の1(1))
- ・ 事業者等の外部からの働きかけに対する対応 (第3の1(1)エ、第4の1(1))
- ・ 事業者等の外部との接触における留意点 (第3の1(1)オ、第4の1(1))
- ・ 懲戒規定の整備 (第3の1(1)カ、第4の1(1))

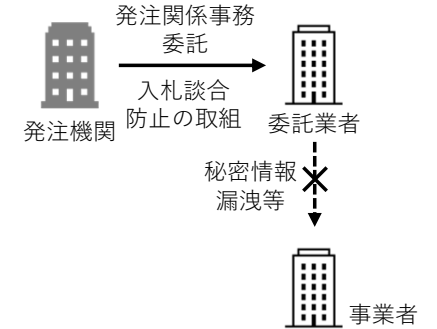
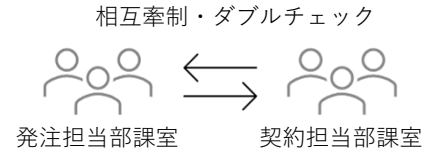
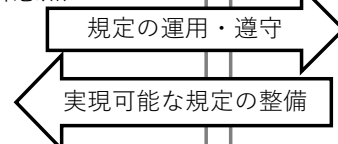
- ・ 発注担当及び契約担当職員向けマニュアル (第3の1(1)ア、第4の1(1))
- ・ コンプライアンス・マニュアル (第3の1(1)イ、第4の1(1))

体制の整備等

官製談合等違反行為の未然防止

- ・ 人事上の配慮 (第3の1(2)ア、第4の1(2))
- ・ 発注担当部課室と契約担当部課室の分離 (第3の1(2)イ、第4の1(2))

- ・ 退職者の再就職先の把握 (第3の1(4)ア、第4の1(4))
- ・ 発注関係事務の外部委託先への取組 (第3の1(4)イ、第4の1(4))



- ・ コンプライアンス専門部課室の設置 (第3の1(2)ウ、第4の1(2))
- ・ 入札等に付す仕様書の確認 (第3の1(2)キ、第4の1(2))

官製談合等違反行為の早期発見

発注機関内部



監視・意見

発注機関外部



情報の連携

- ・ コンプライアンス監査 (第3の1(2)エ、第4の1(2))
- ・ 入札結果の情報を集約したり原因を分析する取組 (第3の1(4)オ、第4の1(4))
- ・ 公益通報窓口 (第3の1(4)ウ、第4の1(4))

- ・ 入札等に関する第三者機関の設置 (第3の1(4)カ、第4の1(4))
- ・ 外部からの情報収集 (第3の1(4)エ、第4の1(4))

周知啓発



入札談合等関与行為防止法等の研修
(第3の1(3)ア、第4の1(3))



幹部職員等からのメッセージの発信
(第3の1(3)イ、第4の1(3))

規定の周知

規定の明確な整備

取組の定期的な評価とアップデート